

(様式第1号)

平成25年度 芦屋市子ども・子育て会議 第2回基準検討部会 会議録

日 時	平成26年1月31日(金) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	部 会 長 伊田 義信 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 山本 眞 委 員 有馬 直美 委 員 藤原 寛子 欠席委員 大方 美香 欠席委員 金光 文代 欠席委員 安里 知陽 事務局 こども・健康部長 津村 直行 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰 基準検討部会関係課 保育課 水谷 幸雄 教育委員会管理部管理課長 萩原 裕子
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	3人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<協議>

- (1) 施設型給付 国の基準一覧
- (2) 地域型給付 国の基準一覧
- (3) 教育・保育事業の量の見込みに関する調査結果
- (4) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1 幼保連携型認定こども園の認可基準について

資料2 地域型保育事業について

資料3 芦屋市子育て支援に関するアンケート調査 結果報告

資料4 現行の認可保育所の就労形態別利用状況・希望状況

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【部会長より挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

<協議>

- (1) 施設型給付 国の基準一覧

【事務局より施設型給付 国の基準一覧について説明】

(部会長) 特に国基準と違う項目の整備についての説明でした。1つは配置基準の問題、もう1つは開所時間の問題です。まず、配置基準の説明についてご質問はありませんか。芦屋市の実態としては、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、それぞれが国の基準よりも上乗せしていることが確認されていますが、そのような部分も含めて、職員の配置についてご意見をいただきたいと思います。

(飯田委員) 職員の配置が上乗せされていることに関しては、私自身が保護者だったときにも感謝しておりましたし、今、実際に保育をしている中でも、これは必要なことだと実感しています。それに対して、待機児童が多いことや保育士不足が言われ

ていますので、それらをどう考えるのかということが問われていると思います。保育士不足に関しては、潜在的保育士はかなりの数がおられると思いますが、保育の仕事に就きたくないということかと思えます。その理由は、手厚い給料がもらえない、仕事がきつい、労働時間が長いというような職場環境や待遇の問題だと思います。保育士不足については、運営費を考えるとということで少し改善すると思えます。

待機児童についても、保育士が確保できれば解決していく問題だと思います。配置基準に関しては、実際に保育をしている者として、基準を下げてまで行うという気持ちにはなれません。

(下岡委員) 配置基準について、芦屋市は以前から高い基準を設けています。今、私は西宮に住んでいますが、今月の西宮市政ニュースの一面は「子育てするなら西宮」という大見出しで、「国基準より高い配置基準を誇っています」という記事でした。「1, 2歳児では国基準は6:1だが西宮は5:1」「4, 5歳児では国基準は30:1だが西宮は20:1」とありました。芦屋は以前から高い基準を誇っていましたが、十分にPRできていなかったと悔しく感じます。また、今まで誇ってきた基準を、隣の市が打ち出した途端に、芦屋市が下げるのはよくないと個人的には思います。保育士としては、実際に3歳児は15:1でも回らず、必ずもう1名が入っているのが現状で、それは守っていきたくて考えています。ただもう一方で、待機児童の問題と保育士不足の問題との両立が大変難しいと感じています。待機児童の解消については、現場ももっと考えなければいけなかったと反省しており、この問題との整合性をどうとっていくのが難しいと思います。

(山本委員) 私立の幼稚園では職員配置の問題はわかりません。今までは県から経営改善計画を出すように言われ、職員配置が多すぎる、人件費が高すぎると言われていました。決して一人一人の人件費が高いのではなく、全体からみた人件費が占める割合が多すぎるということだと思います。それは県の基準より高い配置をしているからです。現実的に子どもたちにしっかりと関わるためには、そのようにしなければやっていけません。もし新制度に対応し、施設型給付をいただけることになり、人件費もそこでみてもらえて、配置も納得できるようにしてもらえれば、これほどうれしいことはありません。今はそのようなものはなく、幼稚園の経営努力でカバーしているだけです。

(有馬委員) 保護者の立場からすると、多くの目で子どもたちを見ていただけるのはありがたいと思っています。具体的な数値を言うことはできませんが、今までの基準以下になるということではできるだけ避けていただきたいです。

(部会長) 事務局からの説明の中では、特に1, 2歳児の地域型保育事業の配置基準との整合にも関係してくるとのことでしたが、その観点からはいかがですか。

(末谷委員) 実際に芦屋市では国基準よりも上乘せして職員を配置していますが、国基準と同等にした場合のメリットはあるのでしょうか。

(事務局) 財政的な面になると思います。例えば1歳児は5人に1人の保育士ですが、6人になれば2人の保育士を採用することになります。国基準では6人の子どもを1人の保育士が見ますので、1人分の人件費がかかりません。他には待機児童の問題にも絡みますが、5人の定員としていたところを6人の定員にすれば、待機児童を1人そこで受けることができるようになります。それがメリットになるのか、逆に、今まで複数の目で見ていたものを単独の目でしか見られなくなると考えるのか、ということです。財政的な部分だけで判断するのはいけないと思いま

すが、芦屋市では今のよい基準を6公立保育所、8私立保育園にも同じように求めていますので、国の運営費に上乗せして市単独の助成金を出しています。今後、新たに認定こども園ができ、施設型給付の幼稚園等ができ、仮にそこにも上乗せをすると芦屋市が決めたなら、すべての子どもに同じように教育・保育サービスを提供するということですので、今出している運営費の上乗せ部分をその分増やしていかなければいけなくなり、財政的に予測もできない状況になります。

(末谷委員) 保護者側も施設側も手厚い配置の方がよいと思いますが、今後、給付がない施設で保育士資格を持った人を必ず配置することは厳しい面もあると思います。

(部会長) 実際に不足している保育士を補充できるのかということが1つの課題だと思います。

(藤原委員) メリット・デメリットを考えると複雑な気持ちです。芦屋市の財政の中から保育事業に使えるお金が決まっている中で、残りをこれと同じように使えるとなると、市民としては複雑です。しかし、子どものことを考えると、手厚い方が安心安全で良いと思います。では、ここで今何が一番必要なのかを見極める必要があると思います。実際に待機児童がいる中で保育所に入れた保護者は安心できますが、待機児童の保護者の立場であれば、国と同じ基準でもよいから預かって欲しいはずです。また、税金を払うだけの市民の方にも理解してもらえるように考えていかなければいけないと思います。

保育士の不足という点では、潜在的保育士、例えば家庭を持ち、子育ても一段落した方で午前中だけ働きたいという方や、雇用関係ではなくボランティアで手伝ってくださる経験豊富な方を、地域の中で探すことも有効だと思います。他県の小学校で、雇用ではなくボランティアで教育相談をしている方を何人か知っています。そのような場合は市の財政を圧迫することはありませんし、免許・資格のある方であれば、保護者の方も安心です。そのような方が公立だけでなく私立にも配置できればよいと思います。

(部会長) 保育士不足を他の方法で補完するというお話ですが、実際に職員の配置や開所時間は経営者にとっては大きなポイントになります。経営の観点からご意見をお願いできるとありがたいと思います。

(有馬委員) 先ほどの藤原委員の意見には賛成です。保育園の園長をしていた私の母に話を聞くと、退職された方で時間に余裕がある方が多いということです。母も学校関係のボランティアをしています。そのような方に声をかけて、ボランティアでお手伝いをしていただくということは大変よいことだと思います。

(部会長) ボランティアで補強していただけるものは、あくまでもプラスαのところですが、今、議論しているのは枠自体のことですので、その部分についてご意見をお願いします。

(末谷委員) もちろん保育士を配置することは当然のことだと思いますが、プラスαには保育士資格を持っていなくても、研修を受けた方が補助に入るといった人員配置ができればよいと思います。保育士資格を持った方だけを募集するのは、かなりハードルが高いので、研修を受けた方にプラスαの部分をお願いすることで、手厚い保育ができるのではないかと思います。

(飯田委員) 藤原委員のボランティアのアイデアは大変よいと思います。もしこの制度に移行する際には人材バンクのようなものをつくっていただき、私どもが行う地域支援のイベントなどにも手伝いに来てもらえるようになればよいと思います。ただ実際に毎日の保育においてボランティアで来てもらうことを義務づけるというこ

とでは、経営者としては難しいと思います。やはり毎日きちんと来てもらえる正規職員か、時間単位で区切って来てもらえる非常勤職員が必要で、ボランティアという位置づけではなく、きちんと雇用関係を結んだ者がいないと、毎日の保育が成り立っていかないと思います。ボランティアとは分けて考えなければいけないということです。配置基準については今運営している施設や、今までの利用者にはこれまでの配置基準が採用されて、新しい施設は少し緩い基準になるということでは、芦屋市で認めた施設の中に2つの基準ができるということになり、入園できた時にはよかったと思っても、時間が経つと疑問が湧いてくると思いますので、違う保育規準があるということはいけないと思います。やはり基準は1つに統一しておかなければいけません。先ほど、西宮市が配置基準を手厚くしたというお話がありましたが、隣の市である芦屋市が今から基準を下げることは難しいと思います。芦屋市は今までもずっとこの基準でやってきているので、近隣より手厚いということをしてPRすることで、子育て世代に来ていただけたらよいと思います。この問題に関しては今の基準を下げるという選択はないと考えています。

(事務局) 処遇の話が出ていましたが、人員確保に対する市からの上乘せの補助というものは、各市の比較がしにくいようです。また、ボランティアという発想の取り組みとしては、例えばシルバー人材センターの中でも保育所ではないのですが、子どもを預かる取り組みをされているところはあります。それは、もともと保育士をされていた高齢者の方がその場所を使って行っている場合もありますし、公民館などの幼児教育学級でお母さんを対象にした講座を展開する際に、子ども連れの参加者のために保育をお願いするという場合もあります。

(部会長) 職員配置、開所時間以外の項目は、基本的には国の基準に合わせるということによろしいですか。

(事務局) 新設の認定こども園の基準という観点から、今後、保育所や幼稚園をどのような基準にするのかを考えていくと、他の項目については国の基準に合わせたいと考えています。

(部会長) では、議論の焦点を開所時間に移しますが、ここで言う開所時間は、延長保育事業で対応できるものではなく、基本の開所時間をどうするのかということです。基準では原則11時間ですが、実際は10時間30分でやっています。資料に利用状況・希望状況がありましたが、利用時間は「ともに常勤」の方が11時間未満に8割いるという実態があります。

(飯田委員) これは11時間にしなければいけないということですか。現状のままという選択肢もあるのですか。

(事務局) これは義務ではなく、任意で決めればよいものです。新制度では11時間保育と8時間保育という設定があり、フルタイムで就労されている方は11時間、パート就労で17時頃にお迎えに行ける方は8時間という設定を設け、それぞれ違った保育料を設定することになります。保育料は国から示されて、芦屋市が条例で決めていきます。11時間保育と8時間保育というガイドラインを国が示している中で、あえて8時間保育は短時間保育と決め、長時間保育は10時間30分のままにしようという合理的な理由が事務局には見出せなかったということです。先ほどの就労時間等のアンケート結果によると、11時間を利用している実態も希望も多くありました。また、10時間30分ではなく11時間開所してもらえれば、延長保育料を払わずに、その中だけで通園させることができるという声も聞きます。通勤時間が1時間以上かかる場合、毎朝保育所の前で保育士が来るのを待ち構えるということ

もわずかですが見受けられます。その中で、市民のため、利用者のためにより方向に基準を設けることで保育事業者側への課題になるということは十分に承知しています。11時間にして正規の保育時間を30分延長することで、18時以降のお迎えの方は、延長保育料を払わずに済みます。利用者にはメリットですが、保育事業者側としては職員をそれだけ貼り付けなければいけないということで、ローテーションの組み方の問題が発生します。また、保育時間が延長されることで、親御さんの就業が遅れるなど、就労の方に意識がいつてしまうのではないかという危惧はあります。せつかくの子どもとの触れ合いを考えると、ワークライフバランスの中で早めの帰宅を促されてお迎えに来られるのか、あるいは延長されたこの30分で仕事がしたい、仕事をしないといけないという親のニーズに答えるのか、そのあたりも議論いただきたいと考えております。

(部会長) 近隣の状況では、西宮市、神戸市は芦屋市と同じ10時間30分、伊丹市、尼崎市は11時間ということですが、単純比較はできません。利用者ニーズに重きを置くのか、子どもたちとの時間に重きを置くのか。子育ては第一義的には保護者が担うということですが、社会で担っていくという観点から考えればニーズに合わせるということになるのかもしれないと思います。そのような観点からもご意見をいただきたいと思います。

現状では芦屋市は7時30分から18時までですね。

(下岡委員) はい。それ以降は延長保育です。

(部会長) 実態として11時間にすることによるメリットはいかがでしょうか。

(下岡委員) 実際には18時に駆け込んでお迎えに来られる方が大変多いです。子ども側からいえばどうなのかと考えると、頭が痛い問題ですが、実際に働く女性として、自分も少しでも長く預かって欲しいという気持ちがありましたので、保護者の気持ちはよくわかります。

(飯田委員) 実態としては18時ぎりぎりにお迎えに来られる方が、働いている方の8割ほどでしょうか。保育時間が伸びても、ぎりぎりにお迎えに来られる方の時間も伸び、そこがラッシュアワーになると推測されます。自分自身が子育てをしていた時は、芦屋市は8時から18時までで延長保育のない時代でしたので、保護者会を通じて早朝保育や延長保育の要望を出してきた立場にありました。保育時間は長い方がよいということは痛いほどわかります。その一方で、そういう保育所だから、会社や社会に向けて短時間勤務をお願いしたいと要求し、獲得していった時期でもありました。施設の開所時間だけを単純に延ばしていくと、社会全体として女性だけでなく子育て世代の方が長時間働いていくということが当たり前になるということで、よくないと思います。お父さん、お母さんももう少し努力して、働きやすい日本をつくることに力を注いでほしいと思います。これは芦屋市を離れてしまう話ですが、いろいろな保育形態をもつ施設を利用するとか、ファミリーサポートやベビーシッター等を利用する方法もあるので、いろいろな形態の施設を充実させることも必要かと思えます。お迎えの時間を遅くして欲しいというのは保護者の意見であり、施設としては少しでも長く親子が一緒にいる時間を持って欲しいという意見だと思います。職員の中にも自分の子どもを他所に預けて働く者もおりますので、そちらの保育はどうなるのかという問題も生じてきます。いろいろなことを合わせ考えると、今のままだでもよいのかと思えますが、社会の流れや保護者の意向を考えると18時30分まで受け入れざるを得ないという覚悟も持っています。

- (藤原委員) 子どもの立場から考えると、乳幼児期は心が育つとても大事な時期なので、30分でも長く保護者との時間を大事にして欲しいと思います。お迎えが遅くなると、赤ちゃんでは帰宅後に夕食を食べ、お風呂に入るとすぐに寝てしまい、朝も早い時間に起こされますので、親とのスキンシップというお金では買えないものを失う可能性があります。冬の18時30分は真っ暗で、16時に迎えに来てもらう子もいる中で親を待つ子どもの姿を見ると、18時には迎えに行かないとだめだと社会に向けて言い、社会は働くお母さん方に手を差し伸べ、早く帰れるような社会をつくっていかねばいけないと思います。大事な部分は時間では買えないと思いますので、延ばすことだけがよい案ではないと思います。
- (有馬委員) 先ほど、飯田委員が言われていたワークライフバランスが非常に大切だと思います。社会全体が女性の育児の重要性、社会で再び働けるような環境に世の中が変わっていけば、すべてうまくいくと思います。この会議とは少しずれてしまっていますが、社会に抵抗する意味もあり、せめて18時はキープする、本来、もっと短くした方がいいのではと思うくらいです。働くことも大切、でも育児も大切で特に就学前というのは人間の根幹をつくる時期です。そのあたりのことも考えると今の18時はギリギリのラインかと思います。
- (山本委員) 現実には幼稚園でも預かり保育があります。4月から7時30分から遅くは19時まで必要ならば預かることを考えています。ただ、幼稚園の場合は必要な時に必要な子が来るだけですので、毎日がそうなることはまずありません。幼児期はお父さん、お母さんとの時間が非常に大事な時期ですので、できるだけその時間を取れるようにしなければならないと思います。しかし、現実には預かりが必要な場合もありますのでそれは行いましょうというのが我々のスタンスです。
- (末谷委員) 客観的な意見ですが、子どもと長くいるのが理想ですが、現実には例えば、18時までの会社もありますのでその方がお迎えに行く時は延長申請している状況です。18時に駆け込みで迎えに行くというストレスを毎日溜めながら子どもに接しても、それはそれでよいことではないと思います。18時30分までだと余裕を持って子どもを迎えに行き、子どもと接することとができるので一概にどのようにとは言えないと思います。芦屋市で子どもを産んで育てて、大事に預かってくれる街が私たちの目指すところだと思いますので、どうすれば子育てしやすい街になるのかというところで考えていけたらと思います。
- (部会長) 話の中にあったように18時で終了するのに、アンケートには開所や閉所の時間、ここには終了時間の希望で多いのは19時台です。アンケートの結果等を見るとやはりそこも考えなければいけないのかもしれないかもしれません。その部分については、開始時間が早い7時から18時で11時間というところもあります。つまり、終了時間をどうするかという問題になるかと思います。
- (下岡委員) 芦屋は大阪や神戸などに勤めている方が多いので、フルタイムで働いて17時に退社しても、18時が最終退所の場合は18時に8割が集中している現実は見えておかなければならないと実感として感じています。しかし、実際に延長保育が多いのは駅近くの打出保育所や精道保育所です。家が近いからもうちょっと働こうと思うのかもしれないかもしれません。それだからこそ、近いところに、マンションなどを買って住もう、私の仕事はそうだからということで一生懸命考えていると思います。
- (部会長) 論点を整理しますと施設型給付の施設において芦屋市は手厚い保育がされているという前提で、1号から3号の子どもたちのそれぞれの配置基準の違いについて整理する必要があるということが1つです。2つ目の開所時間についても30分

ということで問題提起がされているということで整理しておきたいと思います。併せて、保育士の枠、基準はありますが実際には保育士がいなくなった時に、提案のあった人材バンクをはじめ、さまざまな取り組みなど手だてはこれらと平行して考えていかなければなりません。大きな枠組みとしてはその他の基準についても国基準が出されていますので、そのところではほぼよろしいかと思いますが、さらに芦屋市ならではの部分について、他の事業との組み合わせもフレキシブルに考えていくというところで今日の施設型給付の基準についてはまとめておきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議題（２）の方に移ります。

（２）地域型給付 国の基準一覧

（部会長）地域型給付の国の基準一覧についての説明をお願いします。

【事務局より地域型給付 国の基準一覧について説明】

（部会長）芦屋はまだ行っていないので、基本的にはこの国の基準でスタートしようということですが。末谷委員はこのような説明とか、実際、具体的に関係する訳ですがその辺りについてのお声を聞かせていただけますでしょうか。

（末谷委員）1月27日に芦屋市が行った地域型保育の説明会に出席しまして、現在、認可外保育をされている方がこの地域型保育に移行するのは非常に難しい問題があるということが出ていました。待機児童を解消するには非常によいことだと思いますが、国の今後の動きを見て、適合できるところはやるという印象を受けました。また、新たに地域型保育を行うために設立するというところがあれば、可能なことかもしれないですが、実際、それぞれ独自のカラーで行っているのので、この基準で行ってくださいというのは実現が難しいかなというイメージも受けました。国の流れを待っているような状況です。

（部会長）素朴な疑問ですが、既存の認可外保育所はそのまま移行しても大丈夫ですか。

（事務局）既存の認可外保育所は施設面での広さであるとか、保育士、あるいは幼稚園教諭等の資格はある程度求めています。ただ、保育を必要とするというのが地域型保育の利用者の前提です。保育を必要としないが、独特のカリキュラムで幼児教室的に運営されているので預けたいという方も多数利用されています。また、2歳までではなく、3歳以降も利用されている方、中には学童を利用されている方等それぞれの運営形態でされていて、この地域型保育に移行しようと思えば、19人以下のスペースを確保して、その中に保育を必要とする0～2歳の子どもが利用して、その子どもには私的契約されている他の子どもとは別の保育料と運営費で保育をなささいというのがこの地域型保育です。既存の施設が行っていかうと思えば、非常に広いスペースに1つの建物を独立させて運営していくくらいでなければ、地域型保育と私的契約の子どもを混在して保育事業を行うのは少し無理があります。

（部会長）質問の趣旨は、そのまま私的で運営していくことは可能か、ということです。

（事務局）基準を満たせば可能です。

（末谷委員）施設自体は可能です。しかし、今通っている方をゼロにして、芦屋市からの児童を受け入れるということになります。

（飯田委員）芦屋市が待機児童解消のためにこの施設を作っていくにあたっての方針や、こ

の家庭的保育児童は何園，小規模保育事業ならA型を採用する，B型を採用するなど，その中身も決めているのでしょうか。それとも事業者から「C型で運営します」と言ってくるようなやり方なのか，それとも芦屋市が提示してこのくらいを作りますよという風になるのか，どちらが先なのかと思いました。もちろん，運営費を握っているのは市です。

（事務局）基本的には，待機児童が解消されない間は解消していくのが大原則です。今後，圏域ごと，あるいは市全体のニーズが把握されますので，名乗りを上げた事業者が不足している場所に建てていくことになると思います。

（飯田委員）建てていくというのは事業者が持ってきて、「建てますよ」というのが先なのか，先日募集されていたように「この圏域で2件お願いします」というような公募をするのかということです。

（事務局）どちらを先にするかはまだ決まっていません。芦屋市独自で場所を提供して進めることは難しいと思います。また，A，B，C型，これは全て地域型の基準を満たしていますので，それについての縛りは今は特に考えていません。ただ，名乗りを上げる場合，A型は分園ですので，元々持っている法人しか名乗りを上げられません。C型についてはグループ型という1つの枠で行うので，これは市から募集した方がイメージとしては作りやすいかもしれません。

この計画策定以後と以前と分けていただきたいと思います。今は待機児童解消のための手法としてどのようなかたちが考えられるかというのは別の委員会で意見をいただきながら行っています。そこで意見をいただいたサービス提供について，圏域で使っていただかなければいけませんから，待機児童が多い所に提供しないと実際に利用していただけません。平成27年に計画を作っていくことについては，不足するサービスをどう計画的に整備をしていくかということになります。それは待機児童ということもありますが，一方では全ての子どもに3歳以降の教育と必要な保育を提供するというのが大前提です。そのニーズを算出し，実際に基盤があるものと不足するもの，供給過多になるもの，これをどのように整備していくかがこの計画の中の数値によって決まってきます。だから例えば，精道中学校を1つの圏域とすると，この校区で待機児童が非常に多い，幼児期の教育と保育を提供する基盤がないとするならば，その圏域の中で募集をかけて行くことになります。

（部会長）国基準をベースとし，今後進めていくということで，また大きな変化がありましたら情報提供いただきたいと思います。

それでは，次の議題（3）に移ります。

（3）教育・保育事業の量の見込みに関する調査結果

【事務局より教育・保育事業の量の見込みに関する調査結果について説明】

（部会長）量の見込みを見てみないと何とも言えないですが，アンケートの結果報告として，定期的な教育・保育事業について，1号・2号・3号，それぞれの認定がどうかについて報告がありました。何かご意見等ありますか。

芦屋の大きな特徴として幼稚園，預かり保育，未就労の方が多いということです。これについては，量の見込みと圏域ごとにどうなのかを見て議論していきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題の（１）～（３）については終わります。

（４）その他連絡事項

【事務局よりその他連絡事項】

（部会長）今回は大枠について、今まで出て来たものの具体の部分、職員の配置や開所時間、それについてそれぞれご意見を頂戴しました。これについては事務局も参考に次の案に活かしていただければと思います。以上を持ちまして、第２回の基準検討部会を終了させていただきます。お疲れ様でした。